助成金受給に当たっての注意事項

１．従業員に退職者または退職予定者があった場合に注意すること

雇用する労働者が雇用保険被保険者を資格喪出した場合は、「雇用保険被保険者資格喪出届」を、ハローワークに届けを提出しますが、この資格喪出届の「5 喪出原因」欄が「3 事業主の都合による離職」である場合、「人材開発支援助成金のご案内（厚生労働省）」資料28ページの「Ⅲ一3 支給対象となる経費等」の③「対象となる事業主」中の「4」に該当しなくなり、助成金を受給することができませんので、ご注意ください。

　　訓練実施計画届を労働局に申請した後、労働局がハローワークに問合せをして、助成金を受給できない場合が発生していますので、事前にハローワークに確認することをお勧めします。

２．「①職業能力開発推進者の選任」及び「②事業内職業能力開発計画の作成」について

「人材開発支援助成金のご案内（厚生労働省）」資料12 ページの「①職業能力開発推進者の選任」及び「②事業内職業能力開発計画の作成」については、各都道府県労働局（59ページの都道府県労働局一覧を参照。）にて作成支援を行ってます。

３．提出期限の厳守

助成金の認定申請及び支給申請は、提出期限を厳守してください。

　　・認定申請は、訓練開始日から起算して１ヶ月前までに

　　・支給申請は、訓練終了日の翌日から起算して２ヶ月以内

４．特定訓練コース（認定訓練）については、訓練開始前に訓練実施計画届の申請が必要ですが、建設労働者認定訓練コースについては支給申請のみとなります。支給申請する場合は、特定訓練コースと建設労働者認定訓練コースと同時に提出してください。

５．人材開発支援助成金の資料は、厚生労働省の資料をダウンロードして、各助成金のご案内をご覧ください。

６．その他

　次に該当する場合は、助成対象とならないのでご注意下さい。

•過去3年以内に助成金の不正受給をした、•労働保険料を納入していない

•過去1年間に労働関係法令違反がある、•雇用保険の適用事業所でない

など　　　　　　　　　　　　　　　詳細は、事前に労働局にお問合せをお願いします。